

令和4年度

北海道大学アンビシャス博士人材フェローシップ（SDGs）募集要項

1. 目的

北海道大学アンビシャス博士人材フェローシップ（SDGs）は、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、以下「SDGs」という。）の達成に対して、研究領域を問わず取り組むために、優秀な学生を支援経費等により支援します。本フェローシップの趣旨に沿った教育研究に専念し、自身の研究の成果により SDGs が目指す社会の実現を果たすことができる人材、またポスト SDGs の社会で中心的役割を果たす人材を育成することを目的とします。

2. 応募対象

以下のすべてを満たす学生

- (1) 受給開始時に次表の学院及び専攻に所属していること。
- (2) それぞれの学院及び専攻において、応募時に応募対象学年であること。
- (3) SDGs が目指す社会の実現に強い意識を持っていること。

博士（後期）課程 標準修業年限	対象となる学院・研究科及び専攻
3年制	<ul style="list-style-type: none">・文学院（人文学専攻）・法学研究科・水産科学院・環境科学院・農学院・教育学院・国際広報メディア・観光学院・保健科学院・工学院（応用物理学専攻、機械宇宙工学、人間機械システムデザイン、エネルギー環境システム、環境フィールド工学、空間性能システム、環境創生工学、環境循環システム）・経済学院・医理工学院・国際食資源学院
4年制	<ul style="list-style-type: none">・生命科学院（臨床薬学専攻）・医学院・歯学院・獣医学院・国際感染症学院

【注 1】理学院数学専攻、理学院物性物理学専攻、理学院宇宙理学専攻、理学院自然史科学専攻、生命科学院生命科学専攻、生命科学院ソフトマター専攻、工学院材料科学専攻、工学院量子理工学専攻、工学院北方圏環境政策工学専攻、工学院建築都市空間デザイン専攻、総合化学院総合化学専攻、情報科学院情報科学専攻、文学院人間科学専攻に所属する学生は北海道大学アンビシャス博士人材フェローシップ（情報・AI）の応募対象であるため、本フェローシップでは対象外とします。

令和 4 年度支援開始学生の募集対象学年と支援期間

学院・研究科及び専攻	応募対象学年 ※令和 4 年 3 月 31 日現在 (入学・進級時期)	支援期間
3 年制博士後期課程 の学院・研究科及び専攻	博士後期課程 1 年生 (2021 年 10 月博士後期課程 入学者)	2022 年 4 月～ 2024 年 9 月※ ¹
	修士課程 2 年生 (2022 年 4 月博士後期課程入学 予定者)	2022 年 4 月～ 2025 年 3 月
	修士課程 2 年生 (2022 年 10 月博士後期課程入 学予定者)	2022 年 10 月～ 2025 年 9 月
4 年制博士課程※ ² の学院・研究科及び専攻	博士課程 2 年生 (2021 年 10 月博士課程 2 年次 進級者)	2022 年 4 月～ 2024 年 9 月※ ¹
	博士課程 1 年生 (2021 年 4 月博士課程入学者)	2022 年 4 月～ 2025 年 3 月
	博士課程 1 年生 (2021 年 10 月博士課程入学 者)	2022 年 10 月～ 2025 年 9 月

※ 1 本募集は令和 4 年度の募集であり、博士後期課程入学時及び博士課程 2 年進級時に遡って支援を行うことが不可能なため、支援期間は令和 4 年 4 月から標準修業年限内の 2 年 6 ヶ月間 になります。

※ 2 本フェローシッププログラムは、3 年間の支援になりますので、4 年制博士後期課程学生への支援は、2 年次から 4 年次までの 3 年間になります。

3. 応募・受給要件

以下のすべての要件を満たしていること。

- (1) 北海道大学に在籍し、かつ応募対象者であり、学業成績等が優秀な者
- (2) 原則として受給開始年度の4月1日現在で30歳未満である者
ただし、臨床研修を課された医学系分野に在籍した場合、33歳未満である者
- (3) 本フェローシップへの参加及び専念並びに本フェローシップの受給要件を充足することを誓約できる者

ただし、以下のいずれかに該当する者は、応募できません。

- (1) 学士課程卒業後から現在までに、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に就いたことのある者
- (2) 応募時点で、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に就いている者
- (3) 主婦・主夫

また、現在以下に示す本フェローシップと併給が不可の奨学金を受けている場合、応募はできますが、受給開始時には現在を受けている奨学金または本フェローシップを辞退しなければならないこととなります。

- (1) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員事業、または本支援金等と同等あるいはそれ以上の額の他の給付型支援経費（現在、給付型支援経費を受給している者は本フェローシップとの併給の可否を事前に確認してください。）
- (2) 日本政府（文部科学省）奨学金、独立行政法人日本学生支援機構の学習奨励費又は母国の奨学金により支援を受けている留学生

4. 提出書類

以下の(1)～(3)の全ての書類を電子媒体と紙媒体にて提出すること。

- (1) 申請書 (様式1)
- (2) 研究計画書 (様式2)
- (3) 志望理由書 (様式3)

5. 提出期間および提出先

提出期間：2022年1月17日から1月28日

提出先：申請書に記載した在籍／進学予定学院・研究科の教務担当

(提出先が不明な場合には kaikaku-station@academic.hokudai.ac.jp まで問い合わせをしてください。)

6. 選考方法および選考基準

各学院・研究科において選考を行い、部局からの推薦に基づき、大学院共通教育委員会で受給候補者を決定し、総長が受給候補者の中から受給者を決定します。受給者として決定した者については、本人及び指導教員に文書で通知し、大学院教育改革ステーションのHPにて公表します。なお、選考を通過した者は、受給内定者となります。受給者決定は支援開始年度前年度の3月頃となります。

選考は、研究テーマの魅力、研究計画の具体性、研究テーマの独創性、専門的な研究内容を活かしたSDGsに資する取組の実現可能性、研究に対する説明能力及び理解度、人物像等について総合的に評価します。

7. 支援経費等の給付について

研究専念支援金及び研究費の支給額及び支給方法は、次表のとおりとします。なお、支援期間までは支援経費等を給付できません。

支援経費等	支給額	支給方法
研究専念支援金	月額 15 万円	偶数月に、翌月分を含む2か月を支給
研究費	年額 40 万円	研究費として用途が確認できた支出に対して支払う

- (1) 支給期間は当該会計年度内とする。標準修業年限内に限り、毎年度更新することができます。ただし、休学期間は在学期間に含めないこととするが、休学期間の合計が6か月未満の場合には在学期間に含みます。

【注】具体的な支給方法は、後日、受給者に通知します。

- (2) 研究専念支援金は2ヶ月に1回支給します。毎月提出する修学状況報告書により在籍を確認します。
- (3) 支援経費受給者は、修学状況報告、支給資格審査 Qualifying Examination、アンビシャス博士人材フェロシップに関する教育研究活動ならびに行事等への参加協力の責務があります。
- (4) 支援経費の支給期間における支援経費受給者の義務履行状況及び研究の進捗状並びに学業成績等について、支給資格審査 Qualifying Examination に基づく総合的な審査を行います。研究計画又は定める履修要件等の進捗が著しく不良であると判断した場合、支援経費の支給を停止します。
- (5) 次に掲げる経済的支援等（入学料及び授業料の免除は除く。）を受けている者は、支援金等を受給することができません。
 - 本支援金等と同等あるいはそれ以上の額の他の給付型支援経費（併給不可のもの）

を受給している者

- 外国人留学生であって、日本政府（文部科学省）奨学金若しくは独立行政法人日本学生支援機構の学習奨励費を受給している者又は母国の奨学金により支援を受けている者

8. 個人情報の取り扱い

提出書類に記入された個人情報は本選考にのみ利用し、その他の目的には使用しません。

9. 問い合わせ先

北海道大学高等教育推進機構大学院教育改革ステーション

メール：kaikaku-station@academic.hokudai.ac.jp